



KOYANO
C. P. A.
OFFICE

小谷野公認会計士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》NISA(少額投資非課税制度)に関するQ&A

はじめに

平成25年も早いもので、残り2か月を切ってしまいました。来年平成26年には消費税の増税が行われ、国民の消費マインドにも陰りが見え隠れして重苦しい雰囲気すら感じます。

しかし！一方で明るい話題も。平成26年1月からはNISA(少額投資非課税制度)がスタートし、気軽に資産運用を行うことができるようになります。

今まで証券投資をしたことのない方も、投資を始めるには絶好の機会ではないでしょうか。

そこで、今回はNISAの口座開設に関する事項をQ&A方式でご紹介したいと思います。これをご参考に、口座開設を検討されてみてはいかがでしょうか？

Q1. 誰でもNISA口座を開設できるのですか？

A. 日本国内にお住まいであること、20歳以上の方であればどなたでも口座を開設することができます。有価証券投資は難しそう…と敷居の高いイメージをお持ちかもしれませんが、上記の条件を満たしていれば、どなたでも簡単に始めることができるのがNISAです。

Q2. いつからNISA口座で投資ができるのですか？

もう待ちきれません！

A. 制度の運用は平成26年1月1日からです。はやる気持ちを押さえつつ、開始日までもうしばらくお待ちください。

Q3. NISA口座の開設には、申し込みからどのくらいかかりますか？

A. 金融機関により実際の期間は異なりますので、申し込みの際に各金融機関にお問い合わせください。

ただお申込の受付後、NISA口座の開設申し込み受付後にNISA口座が二重に開設されていないかの確認作業を税務署を通じて行い、税務署から「非課税適用確認書」の送付を受けることとなります。

この税務署への確認手続きが4週間から6週間ほどかかるようですので、制度開始から投資を始められたい方はお早めに口座開設の手続きをされることをお勧めします。

Q4. 気になる金融機関が2つあるので、両方でNISA口座開設しようと思いますが、大丈夫ですか？

A. できません。残念でありませんが、NISAの口座開設はお一人様1口座のみとなっています。Q3でも申し上げたように、口座開設後に税務署を通して非課税の適用の確認が行われます。この時に重複した口座があると、どちらか一方の口座は非課税の取扱いが適用されません。

このため、NISA口座を開設される際にはどの金融機関で開設するかについてもじっくり考えられた方が良いでしょう。

金融機関によって取り扱っている商品が異なりますので、ご自身のニーズに合った商品をそろえている金融機関を見極めることも必要になってきます。

Q5. NISA口座を開設するにあたって、必要な書類はありますか？

A. お申込み時に金融機関から説明を受けることになるかと思いますが、必要な書類としては以下の通りです。

- ① 非課税適用確認申請書
- ② 非課税口座開設届出書
- ③ 住民票の写し等(平成25年1月1日の住所が記載されたもの)

上記①②は金融機関に請求をします。住民票は平成25年1月1日時点のものが必要となりますので、住所変更された場合は注意が必要です。

結び

以上のように、一定のルールはありますが口座開設に関しては非常に簡単ですので、資産運用が初めての方にとっては非常に良い機会だと思います。

これから各金融機関の宣伝活動もますますヒートアップしてくることが予想されますので、各金融機関から話を聞いてみるのがいいでしょう。

(出典：NISA(少額投資非課税制度)に関するQ&A)

(担当：坂下)